資料１－８－２
特記仕様書（南）別紙１

南老人福祉センター送迎業務　仕様書

１　業務目的

堺市立南老人福祉センターの利用者の安全確保と利便性向上のため、市の所有する送迎車両の管理及び同センターと最寄りのバス停留所（南海バス「御池台５丁」）との間における利用者の送迎を行うこと。

２　車両の運行の範囲

下図のとおりとする。

３　貸与する車両（以下「車両」という。）

市は、下記の車両を無償で貸与する。

備品番号	品名	車種	排気量	登録番号	初年度登録	検査有効日	延走行距離数※
95434	ワゴン車	ホンダ ステップワゴン	2,000 cc	堺 500 す 8089	H20.2.7	R3.2.6	60,012 km

（※令和２年６月 24 日現在）

［車両付属品］スペアータイヤ、フロアーマット、タイヤチェーン、発煙筒、ＥＴＣ車載器

４　運行業務を行う者の資格

車両の運行業務を行う者は、普通免許を所持し、３年以上の運転実績がある者とする。
なお免許証の写しを市に提出すること。

５　業務の範囲

業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 車両の運行（南老人福祉センター～南海バス「御池台５丁」停留所）

(2) 利用者の乗降時における安全の確保

(3) 車両の日常点検整備、車内外の清掃

清掃については月１回程度を目安とするが、汚れが目立つことのないよう必要に応じて適宜行うこと。

(4) 車両の整備（法定点検及び自主点検を含む。）及び修理

法定点検時には、エンジンオイル及びエンジンオイルエレメントを交換し、タイヤローテーションを行うこと。また、自主点検は、下記に掲げる整備項目について、法定点検実施の約６か月後に行うこと。

［自主点検整備項目］

ブレーキオイルの汚れ・量	各ベルト点検・調整
ブレーキ調整（サイドブレーキ含む）	低速及び加速の状態
タイヤ空気圧調整（スペア含む）	排気の漏れ・排気状態
タイヤの亀裂・損傷・異物	バッテリー液補充
タイヤの溝の深さ・異常な摩耗	ヘッドランプ・ストップランプ・テールランプ等の作用
オートマチックトランスミッションの作用	方向指示器の作用・レンズ類の損傷
トランスミッションの油漏れ	ウインドウオッシャー液補充
エンジンオイルの交換・漏れ	ワイパーの作用・ワイパーブレードの損傷
冷却水の補充	ボディー洗車
冷却装置の水漏れ	室内清掃（フロアマット含む）

(5) 車両の給油
(6) 車両付属品の管理
※ 契約時に車両に備え付けられていた備品を破損、紛失又は消耗した場合の買い替えは指定管理者が負担するものとする。
(7) 車両の自動車保険（任意保険）に関する事項
(8) 車両の事故処理に関する事項
(9) その他各号に付帯する業務

６　運行体制

(1) 運行日
運行日は南老人福祉センターの開館日とする。
(2) 運行時間
運行時間は、運行日の下記時間帯を基本とする。
・９：００～９：３０
・１１：３０～１２：００
・１３：００～１３：３０
・１５：３０～１６：００
ただし、利用者の状況により基本運行時間以外の時間帯に運行させる場合がある。

７　車両の保管

車両の保管場所は、市が指定した場所とする。

８　運行業務を行う者の服務

(1) 市の信用を傷つけ、不名誉となるような行為をしないこと。
(2) 毎日の勤務開始前にアルコールの摂取がないか自主検査を行うこと。
(3) 車両内では常時禁煙し、全ての市施設内においては勤務時間中禁煙すること。
(4) 法令を遵守し、安全運転を心がけるとともに、他の模範となるような運転を行うこと。
(5) 常に利用者の立場にたって運転し、利用者が安心して乗ることができるよう心がけること。
(6) 利用者の乗降時は安全の確保を行うこと。
(7) 急発進、急加速、急ブレーキ、急ハンドルなどを行わないこと。また、アイドリングの禁止等エコ運転にも心がけること。
(8) 常に車両を清潔に保ち、適切に管理すること。
(9) 待機時は常に所在を明らかにし、連絡のとれる体制を整えること。

９　運行記録等の提出

(1) 車両の運行状況について、毎月終了後に報告すること。
(2) 車両の整備及び修理を実施した場合は、その内容について確認できる書面等を提出すること。

10　事故等発生時の措置

車両の運行に伴い自動車事故等が発生した場合は、負傷者の救護や警察への届出など臨機の処置をとり、速やかにその旨を市に報告し、指定管理者の責任において事故処理業務（代車提供を含む。）等を行うこと。

11　自動車保険（任意保険）への加入

(1) 自動車事故等に責任を負う意思及び履行能力を担保するため、指定管理者の負担において下記内容の自動車保険（任意保険）に加入し、そのことを証明する書面等を市に提出すること。

ア　補償内容の保険金額について、対人及び対物賠償責任保険はそれぞれ無制限、搭乗者保険は３，０００万円、車両保険は時価相当額を満たすものであること。

イ　運転者の年齢条件は２１歳以上とし、運転者の範囲については一切限定しないものであること。

(2) 車両の運行時における自動車保険（任意保険）の対象となる対人、対物、搭乗者及び車両などの事故の損害については、指定管理者において全責任を負うものとする。

(3) 緊急時に市職員がやむを得ず車両を運転した場合における自動車保険（任意保険）の対象となる事故の損害については、指定管理者が加入する自動車保険（任意保険）よりてん補するものとする。

12　市の負担とする費用

法定点検時における法定費用（自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料）は市が負担するものとする。

13　車両の引継時の確認

本業務の開始及び終了時に際し、市立会いにより車両の現状について確認を行うものとする。

14　その他

本業務の遂行に際し、本仕様書に定めのない事項については、市と指定管理者双方が協議して定めるものとする。

番

自動　検査証

又は車号	登録年月日／交付年月日	録	自種	用途	自家用・事業用の別	車
堺　８０８	平成 20年 2月 7日	2年 2月	小型	乗用	自家用	ステーションワ

車名	定	最積載量	車両重量
ホ		-kg	1530kg　1970kg

車台番号	さ				前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
R　１－１３０７８４２	464cm	169cm	177cm	890kg	-kg	-kg	640kg	

型式	型	格出力	燃料種類	型式指定番号	類別
D　Ｇ１		L		15065	0

は名称　堺市

所有者の住所　大阪府堺市堺区南瓦町３－１

＊＊＊

の住所　＊

＊＊＊

了する日　平成 33年 2月 6日　年　日

備考
和泉］，　検査，［Ｏ
￥３２，
ネルギー消費効率（ＪＣ０８モード燃費　）算定未了
度燃費基準２０％向上達成車
計表示値］５６，２００ｋｍ（平成３１年２月１日）
離計表示値］４９，８００ｋｍ（平成２９年２月７
制車，近接排気騒音規制値　９６ｄＢ
整備車
備実施状況］点検整備記録簿記
整備工場
］６１－０２２２８

国土交通省

第 619Y02002 号

動車　害賠償責任保険証

よるす。　車損害

損害　株式会社

ご注意

自動車登録車両の番号（車台番号）	500		
	31年 3月 7日　24か月	使用　本拠	
	平　3月 7日　午前12時		
		機関名	
		保険料収納済印	
		自動車損害賠償責任保険料 収納済 損害保険ジャパン 日本興亜株式会社	
轄店	損害保険ジャパ　本興亜株式会社 〒160-8338 新宿区西新宿 1-26-1 (事故)0120-281-110 24時間365日 (契約)0120-281-552 平日9時～17時	扱者	公益社団法　全国市有物件 E660401

責　の詳

複製防止

第 619Y02002 号　動車損害保険　**保険料領収証**

ご注意

	堺		
	自 平成 31年 3月 7日　24か月 至 平成 33年 3月 7日　午前12時	(事故)(契約)	時間3日9時

堺市長

損害保険　ャパン　本興亜株式会社

扱者印